

平成 26 年 5 月 29 日現在

機関番号：32717

研究種目：挑戦的萌芽研究

研究期間：2011～2013

課題番号：23653308

研究課題名(和文)主権者教育充実のための基礎的研究

研究課題名(英文)Fundamental Study of Voter Education

研究代表者

谷田部 玲生(YATABE, Reio)

桐蔭横浜大学・スポーツ健康政策学部・教授

研究者番号：30311137

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,500,000円、(間接経費) 750,000円

研究成果の概要(和文)：これまで行われてきた有権者教育を発展拡充させた新たな主権者教育を構想する必要性がある。これまでの有権者教育の成果を踏まえ、生かすとともに、新たに体験型、参加型、参画型などを積極的に取り入れて主権者教育を推進して行くことが必要である。

主権者教育の内容等の開発は、主権者教育は社会科・公民科のみならず他教科、総合的な学習の時間、特別活動などでも実施可能であり、また実施されるべき必要性があることが確認できた。しかし、本研究では特に高等学校公民科に限定して研究を進め、高等学校公民科「現代社会」及「び政治・経済」において新たに扱うべき内容等の基礎的な研究、情報収集整理等を行った。

研究成果の概要(英文)：There is the need to make new Voter Education. This study lets it develops and exp and past Voter Education. It is necessary to promote the Voter Education that adopted an experience-based education, decision-making process and how to make a class participatory.

The Voter Education is possible not only in social studies but also in another subjects, the Period of Integrated Study, Special Activities. In this study, I studied Japanese High School subjects, Contemporary Social Studies and Politics and Economics of Civics.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：教育学・教科教育学

キーワード：主権者教育 有権者教育 公民教育 政治教育 社会科教育

1. 研究開始当初の背景

本研究課題の背景および動機は、以下のとおりである。

(1) 本研究に関連する国内・国外の研究動向

新学習指導要領は、平成23年度より小学校、中学校、高等学校と順次完全実施されている。改訂された学習指導要領では、社会科、地理歴史科、公民科の社会科系教科を中心に法教育や金融経済教育などが充実された。しかし、それらが充実された背景には、社会の変化等による求められる公民的資質の変化、さらには法教育、金融経済教育などの研究の蓄積があった。

主権者教育については、社会科成立以来その必要性は認識され、実施され続けてきた。しかし長い間、実際の主権者教育の内容等に変化は少なく、近年は時代の変化等に対応した主権者教育の在り方の検討、研究の新しい進展などはほとんど見られない状況が続いている。

(2) 本研究の位置づけ

教育基本法及び学校教育法が改定され、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が規定された。これは社会科系教科の究極の目標である公民的資質の育成と密接にかかわるものである。

この点からも、次期の指導要領改訂においては、主権者教育の充実が必要かつ不可欠であると考えられる。本研究は、次期の学習指導要領改訂における有権者教育の充実に資するように、その基礎的な研究を行うものである。

(3) これまでの研究成果を踏まえ着想に至った経緯

前職である国立教育政策研究所においては、中学校社会科、高等学校公民科の学習指導要領改訂にかかわった。その中で、有権者教育、法教育、消費者教育、金融経済教育などの近年の教育課題を統合する形での新しい主権者教育の体系の確立とこれらについての教育の必要性を認識した。

また、基盤研究(B)(一般)(H18~20)「社会科系教科における現職教員の授業力向上プログラム作成のための研究」、基盤研究(B)(一般)(H21~23)「教員の免許状更新講習における社会科系教科教育講習プログラム作成のための研究」の研究代表者として、教員の研修のみならず、そのための教育内容・方法等の開発の必要性を確認し、具体的な提案をした。

2. 研究の目的

本研究は、次期学習指導要領の改訂に向けた主権者教育充実のための基礎的研究として、以下の3点を目的とした。

(1) これまでの主権者教育、特に有権者教育、さらには法教育、消費者教育、金融経済教育など、主権者教育と関連の深い研究・事例等を収集して整理する。また、諸外国の主権者教育の事例等を収集する。

(2) 社会の変化等を踏まえ、今後我が国の小学校、中学校、高等学校等で求められる主権者教育の在り方を検討する。

(3) 我が国の小学校、中学校、高等学校等において、今後求められる主権者教育の内容等の開発を行う。

本研究は、主権者教育の充実のための基礎的な資料、特に次期学習指導要領改訂に有益な研究となる。

3. 研究の方法

(1) 「研究目的(1)有権者教育等の収集整理、外国事例調査」について

社会科創設とともに主権者教育の必要性が認知され、主権者教育は社会科系教科を中心に行われてきた。これまでの主権者教育の実際について、学校教育現場はもちろんのこと、(財)明るい選挙推進協会など学校教育現場以外からも資料を収集して、その成果と課題を明らかにする。

また、近隣諸国などにおいて現地調査などを行い、諸外国の主権者教育の実際を確認するとともに、主権者教育の具体的事例等を収集する。

(2) 「研究目的(2)求められる主権者教育の在り方の検討」について

上記の研究目的(1)を生かし、これまでの主権者教育の成果と課題を踏まえるとともに、シティズンシップ教育、法教育等の新しい研究成果、実践事例等を生かすなどして、今後求められる主権者教育について検討を行い、我が国における主権者教育の在り方を明らかにする。

(3) 「研究目的(3)主権者教育の内容等の開発」について

研究目的(1)及び研究目的(2)を受けて、可能であれば、小学校・中学校・高等学校における総合的な主権者教育のカリキュラム作成、社会科系教科等における主権者教育の内容等の開発を行う。

4. 研究成果

(1) 「研究目的(1)有権者教育等の収集整理、外国事例調査」について

我が国における有権者教育

我が国における有権者教育・主権者教育等も、特別活動における児童・生徒会活動などでもある程度は行われてはきたが、主に社会科系教科の授業において行われてきた。しかし、小学校第6学年社会、中学校社会公民的分野、高等学校公民「現代社会」「政治・経済」のそれぞれにおいては、選挙などを直接

的に扱って行いうわゆる有権者教育と言える授業は、それぞれの学校段階において1単位時間程度であり、大変少ない。

教科書のページ数は、小学校では約0.5ページ程度、中学校、高等学校でも1~2ページである。中学校、高等学校における一般的な授業は、選挙の種類、選挙方法、我が国の選挙の課題（一票の格差など）などを学習する知識の習得を中心の授業となっている。そのため、選挙などについてのある程度の知識は身に付くが、有権者として必要な態度や能力まで身に付けることはほとんどできていないのが現状である。

また、各地の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会などは、積極的に学校などに有権者教育について働きかけを行っている。学校向けの啓発資料、資料を開発したり、出前授業や模擬投票などを実施したりするなどしている。学校においては、こうした出前授業や模擬投票などは、主に特別活動や総合的な学習の時間に、投げ込み的に実施されている場合が多い。

社会科系教科の授業においても、積極的に有権者教育に取り組み、授業時間内、あるいは時間外を利用して模擬選挙、模擬投票などを実施している事例も見られる。しかしそれらは多くの場合、教師個人のレベルで行われていることが少なくなく、教育委員会や学校などの組織的な取り組みとなっている事例は少ない。神奈川県では、参議院議員選挙に合わせ、全ての県立高等学校で模擬投票を実施しているが、こうした事例は全国的にはほとんど見られないのが現状である。

諸外国における有権者教育

米国においては、研究者から米国における有権者教育の現状について聞き取りを行うとともに、教科書・教材等の資料を収集した。米国においては、州により教育制度等が異なるためいわゆる有権者教育について学習する教科等も異なるが、一般的には、大統領選挙、上院・下院議員選挙などについての学習が各学校段階で行われることが多い。また、米国史を学習する中で、民主主義、選挙、投票などについて米国の歴史の一部として学習する場合も多い。

また、我が国と教育制度、教科の内容などが近い韓国及び台湾において現地調査を行った。両国では、主権者教育の授業を参観するとともに、授業者、社会科教員、大学教員などへの聞き取り調査などを行った。

韓国の社会科の授業はこれまで、いわゆる講義式による知識伝達型授業が中心であった。現在も受験等の影響により、学校段階が上がるにつれて同様の傾向は強いままである。しかし近年、他教科をはじめ社会科においても、児童・生徒の主体的な学習を導入しようという動きが活発になってきている。具体的には、社会科ではインターネットなどを活用して、さまざまな資料を収集・分析し、

それらを利用して課題の解決方法を考えさせる授業、話し合いや発表活動を中心とした授業など、児童・生徒の主体的な学習が行われてきている。韓国の教員などへの聞き取りなどにおいては、有権者教育においてもこれまでは知識中心に行われてきており、有権者としての態度や能力まで身に付けることができているという我が国と同じ課題に直面していることが確認できた。

台湾では、中学校・高等学校の社会科授業で、教科書会社提供、教師自作などの指導者用デジタル教材がパワーポイントなどで積極的に活用されていた。しかし、授業の内容は知識が中心であり、知識をより理解しやすくするためにデジタル教材などが使用されているという印象であった。教員への聞き取りにおいては、知識中心の授業に対する課題等の指摘はなかった。

(2)「研究目的(2)求められる主権者教育の在り方の検討」について

我が国のこれまでの主権者教育の成果であり課題でもある「知識等を身に付けることはできているものの態度や能力の育成はじゅうぶんではない」という状況を踏まえて、シティズンシップ教育や法教育等の新しい研究成果・実践等、さらには各地の選挙管理委員会や明るい選挙推進協議会が各地で実施している取り組みなどを多面的・多角的に検討した。

その結果、これまで行われてきた有権者教育では、現在から未来を生きる児童・生徒のためにはじゅうぶんとは言えず、これまでの権者教育を発展・拡充させて、新たな主権者教育を構想する必要があるという結論に至った。これまで社会科系教科において中心に行われてきた有権者教育の具体的な成果を踏まえ、活かすとともに、新たに体験型、参加型、参画型などを積極的に取り入れて、知識のみならず、態度や能力をも育成することができる主権者教育を推進していくことが必要であることが確認できた。

また、有権者教育で取り扱うべき内容等についても、社会科系教科を中心に今後検討の必要があることも確認できた。

(3)「研究目的(3)主権者教育の内容等の開発」について

研究の結果、主権者教育の内容等の開発については、主権者教育は社会科系教科のみならず他教科、総合的な学習の時間、特別活動などにおいても実施可能であり、また実施されるべき必要性があり、教育課程全体における体系的なカリキュラムの作成が求められる。しかし、本研究においては最終的に特に高等学校公民科に限定して研究を進めることとした。高等学校公民科「現代社会」及び「政治・経済」において新たに扱うべき学習内容・方法等の基礎的な研究・情報収集等を行い、今後の研究の基礎的・基本的な情報の

整理・分析等を行うことができた。

5. 研究組織

(1) 研究代表者

谷田部 玲生 (YATABE Reio)
桐蔭横浜大学・スポーツ健康政策学部・教授
研究者番号：30311137

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

工藤 文三 (KUDO Bunzo)
手塚山学院大学・人間科学部心理学科・教授
研究者番号：30231096

小山 茂喜 (KOYAMA Shigeki)
信州大学・学内共同利用施設等・教授
研究者番号：10452145

渡部 竜也 (WATANABE Tatsuya)
東京学芸大学・教育学部・講師
研究者番号：10401449